

感染症の予防及びまん延防止のための指針

東庄町地域包括支援センター

(令和6年4月1日)

この指針は、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者及び職員の健康と安全を継続的に守ることを目的とする。

1 感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方

東庄町地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、平常時から感染症の予防に十分留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのためにセンターは、感染症の原因特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し、利用者及び職員の安全を確保するために必要な対策を実施する。

2 感染症の予防及びまん延防止のための体制

(1) 感染症対策委員会の設置

センター内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

ア 委員会の委員長は管理者が務める。

イ 感染症対策の担当者は保健師が務める。

ウ 委員は、センター職員で構成する。

エ 委員会は、概ね6か月に1回以上開催するほか、必要に応じて開催する。

(2) 感染症対策委員会での検討事項

ア 感染症の予防対策及び発生時の対策の立案

イ 指針・マニュアル等の整備・更新

ウ 感染対策に関する職員への研修・訓練の企画及び実施

エ 利用者及び職員の健康状態の把握

オ 感染症発生時の対応と報告

カ 感染症対策実施状況と評価

3 平常時の対応

(1) 基本的な感染対策の徹底

ア 感染症予防及びまん延防止のため、日頃から整理整頓を心がけ、換気、

清掃等を定期的に行い、センター内の衛生管理、清潔保持に努める。

イ 職員の標準的な感染対策として、職員は感染症の予防及びまん延防止のため、手洗い、うがい、勤務中のマスク着用を実施する。

4 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、センターは利用者及び職員の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者及び職員の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

- (1) 発生状況の把握
- (2) 感染拡大の防止
- (3) 医療措置
- (4) 町への報告
- (5) 保健所及び医療機関との連携

5 感染症予防のための職員研修について

職員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を次のとおり実施する。

- (1) 定期的な研修の実施（年1回以上）
- (2) 新任職員への研修実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録
- (5) 感染症が発生した場合に備えた訓練（シミュレーション）の実施（年1回以上）

6 本指針の閲覧について

本指針は関係機関が閲覧できるよう町ホームページに掲載する。

付則

本指針は、令和6年4月1日より施行する。